

2011年度リスト改正に関するQ&A（2011年7月8日追加分）

Q：運用通達の9の項の「貨物等省令第8条第9号ヨ中の暗号機能有効化」の解釈について、「装置又は顧客に一对一で対応するもの」とあるが、ある貨物や技術であって、複数の装置や顧客に対応するようなものについては、「装置又は顧客に一对一で対応するもの」と解することができるのでしょうか。

A：ある貨物や技術であって、複数の装置や顧客に対応するようなものについては、「装置又は顧客に一对一で対応するもの」とは解されません。他方、ひとつの顧客に複数ユーザーがある場合（企業と契約し、当該企業の複数の社員が当該製品を用いているような場合）や、同一の装置が複数有り、それらについて同一の暗号機能有効化のための貨物や技術を用いている場合については、「装置又は顧客に一对一で対応するもの」と解することができます。

Q：貨物等省令第8条第9号の2、第21条第1項第16号及び第17号では、潜在的に暗号機能を有している（暗号機能が休眠している）ものを「ある貨物」と規定していますが、潜在的に暗号機能を有しているプログラムについては、当該規定の対象に含めないのでしょうか。

A：潜在的に暗号機能を有している貨物について、当該貨物が当該暗号機能を貨物自体として持っているケースに加え、当該暗号機能を貨物とプログラムの両方によって有しているようなケースについても、当該規定の対象に含めます。他方、プログラムのみで当該暗号機能を有しているような場合は、当該規定の対象には入りません。潜在的に暗号機能を有しているプログラムについては、今後のWA専門家会合にて明確化する予定です。

Q：貨物等省令第22条第3項第1号中「光学的被膜の厚さに係る均一度が99.5パーセント以上のもの」とありますが、これは何を以て「99.5パーセント以上」であることを判断すればよいのでしょうか。

A：光学的被膜の厚さについて、最大値と最小値の差が、99.5パーセント以上にするための技術が規制されることとなります。

Q：弊社では国外企業との共同生産を行っており、暗号機能を有するある部品を暗号機能を休眠させた状態で国外企業へ輸出し、現地で暗号機能を有効化させて組み立てを行っています。この場合、国外企業へ部品を輸出する段階では、当該部品は貨物等省令第8条第9号ヨ（二）に該当するものとして、外為法の許可は不要なものとならうでしょうか。

A：当該部品の暗号機能が、暗号機能有効化の手段によってのみ使用可能となるものであ

れば、外為法の許可は不要なものと解されますので、運用通達中の解釈規定についても御参照いただいた上で該非判定を実施してください。

Q：販売管理を目的として、インストール時にライセンスキーを入力することが必要なソフトウェア製品があります。ライセンスキーは、20桁程度の数字で構成され、製品パッケージの中に記載して製品と一緒に販売しています。このようなライセンスキーは販売管理用に用いられるものですが、管理対象となるソフトウェアの一部には暗号機能を含んでいます。この場合、当該ライセンスキーは、貨物等省令第8条第9号の2又は第21条第1項第16号・第17号の規定に該当するものとして、外為法の許可が必要となるのでしょうか。

A：「暗号機能有効化の手段」となるライセンスキーは、運用通達の解釈に規定される要件を満たすものです。すなわち、暗号機能を有効化する又は使用可能にするために、製造者により提供される安全な仕組みによって管理されているものに限定されます。ご質問のライセンスキーが、暗号機能の有効化等を目的としたものではなく、純粋に販売管理用のものとして設計されたものであることが客観的に明らかな場合は、「暗号機能有効化の手段」とはならないと考えられます。したがって、ご質問のライセンスキーは貨物等省令第8条第9号の2又は第21条第1項第16号・第17号には非該当となりますが、暗号機能を実現する当該プログラムについては貨物等省令第8条第九号ヨ(二)の除外規定は適用できないため、貨物等省令第21条第1項第九号により規制されることとなります。

Q：海外工場で携帯電話の製造を行うに当たり、その部品となる集積回路の機能全体を休眠させた状態で輸出を行い、海外工場で当該集積回路の機能を有効化させます。一連のプロセスはファームウェアを用いて行うものであり、集積回路の機能の一部には暗号機能も含まれます。この時、当該暗号機能は貨物等省令第8条第9号ヨ(二)に該当するものとして、外為法の許可は不要なものと見なして良いのでしょうか。

A：当該ファームウェアにより制御される機能の一つとして暗号機能が含まれている場合において、当該暗号機能が貨物等省令第8条第9号ヨ(二)の規定を満たすものであれば、外為法の許可は不要なものと解されます。その際、当該ファームウェアは、当該集積回路の複数の機能に対応するようなものであっても、当該ファームウェアが当該暗号機能の有効化を目的（又は目的のひとつ）として設計されたものであれば、貨物等省令第8条第9号の2又は第21条第1項第16号・第17号に該当するものとして外為法上の許可が必要となります。

Q：貨物等省令第21条第1項第9号では「プログラムであって、第八条第九号から第十

二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの」を許可対象として規定していますが、第8条第9号に規定する除外規定（第9号へからヨまでのいずれかに該当するもの）に規定する貨物に係る機能については、同様に第21条第1項第9号においても許可の対象には含めないものと解しても良いでしょうか。

A：御理解のとおりで差し支えありません。

Q：運用通達及び役務通達に規定する「医療用装置」については、どのようなものがこれに該当すると考えればよいでしょうか。

A：製品の仕様書により医療用に設計されたものであることが確認できる場合や、医療用機器として薬事法上の製造販売許可を取得しているもの等、外形的に医療用に設計された装置であることが客観的に判断できるものが該当するものと解されます。他方、開発段階にあるような装置については、例えば医療用機器メーカーと製造・販売契約を結び、最終的な製品化まで視野に入れて開発を行っている場合は、当該契約を締結している旨が明らかであれば対象に含み得ますが、こうした外形的な基準が明確でないものについては、医療用装置には含まれませんのでご注意ください。